

令和4年度第4回  
三田市都市計画審議会 説明資料  
(諮問事項)

令和4年11月10日

# 目 次

諮問事項・・・1

- ・ 阪神間都市計画生産緑地地区（三田－35地区）の変更（市決定）について

# 第1号議案

## 【説明資料】

阪神間都市計画生産緑地地区

(三田－35地区)の変更

(市決定)について

# 追加指定の概要

## 1. 申出された農地の概要

地番 : 三田市駅前町544番  
面積 : 1487㎡  
地目 : 田  
所有者 : 1名(小作人なし)  
現状 : 管理された農地であり、水稻栽培がされている。



# 阪神間都市計画の変更案の縦覧について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画 生産緑地地区(三田-35生産緑地地区)

## 2. 実施結果

- ① 縦覧期間 令和4年10月3日(月)～令和4年10月17日(月)
- ② 縦覧方法  
ア 市役所本庁舎5階都市政策課(縦覧者数 0人)  
イ 市ウェブサイトにて閲覧(縦覧者数 7件)
- ③ 意見書提出期限 令和4年10月17日(月)
- ④ 意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)
- ⑤ 意見書の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。
- ⑥ 意見書件数 なし

## 生産緑地地区の変更手続きの流れ

### 生産緑地追加指定申出書の受付

- ・追加指定の申出受付（令和4年5月1日から）
- ・書類審査・現地確認（令和4年7月）
- ・同意書受付（令和4年8月）
  
- ・県協議（令和4年9月27日回答）
- ・案縦覧（令和4年10月3日から17日まで）
- ・意見書提出（令和4年10月3日から17日まで）

都市計画審議会：変更案の諮問・答申（令和4年11月10日）



都市計画の変更告示（令和4年11月下旬予定）